

身体障害者手帳

■身体障害者手帳とは

身体障害者手帳は、身体に障がいのある人が、様々な福祉施策を利用するために必要な手帳です。

なお、身体障害者福祉法による援護以外にも、ＪＲ、バスなどの交通機関を割引で利用する場合等にも利用できます。手帳は、障がいの程度により１級から６級までの区分があり；数字が小さい程重度の障がいとなります。

（交付対象者）

視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう機能、直腸機能、小腸機能、肝臓機能、免疫機能に永続する障がい※１がある方

※１ 永続する障がいとは、その障がい将来とも回復する可能性が極めて少ないものであれば足りるという趣旨であって、将来にわたって障がい程度が不変のものに限られるものではありません。

【手帳の申請・届出に必要なもの】

申請・届出の種類	手続きに必要なもの			
	診断書	写 真	手 帳	マイナナンバー
新規に申請するとき	○	○		○
障がいの程度が変わったとき	○	○	○	○
住所・氏名が変わったとき			○	○
手帳を紛失・破損したとき		○	○（破損）	○
本人が死亡したとき			○	

- ・各種申請書は、役場町民福祉課（福祉子育て係）窓口にあります。
- ・写真は、縦４ｃｍ×横３ｃｍのものが必要になります。
- ・診断書は、身体障害者福祉法の規定による指定医師に作成してもらう必要があります。

【手帳交付までの流れ】

申請 ①本人（保護者等）が役場 町民福祉課で申請



審査・決定・交付 ②道（北海道知事）による審査にて決定し、交付

↓※審査および決定までには、時間を要します。

通知・手帳を受け取り

③本人（保護者）へ通知後、役場町民福祉課（福祉子育て係）窓口で、手帳を受け取り。

療育手帳

■療育手帳とは

療育手帳は、知的障がい者が一貫した療育・援助を受け、この手帳を見せることにより様々な福祉施策を受けやすくすることを目的としたものです。

なお、知的障害者福祉法による援護以外にも、ＪＲ、バスなどの交通機関を割引で利用する場合等にも利用できます。

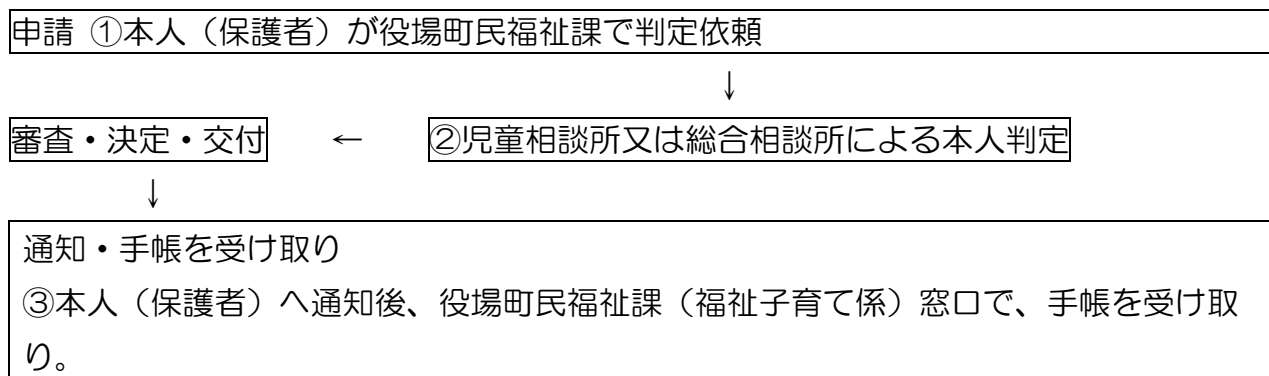
手帳は、障がいの程度により、重度の場合は『Ａ』、その他の場合は『Ｂ』と区分されます。

【手帳の申請・届出に必要な書類】

申請・届出の種類	手続きに必要なもの		
	写 真	手 帳	マイナンバー
新規に申請するとき	○		○
住所・氏名が変わったとき		○	○
手帳を紛失・破損したとき	○	○（破損）	○
本人が死亡したとき		○	

- 各種申請書は、役場町民福祉課（福祉子育て係）窓口にあります。
- 写真は、縦４ｃｍ×横３ｃｍのものが必要になります。
- 新規に申請する場合、以下の機関で判定を受ける必要があります。
 - １８歳未満の方・・・北海道函館児童相談所（事前に相談することをお勧めします。）
 - １８歳以上の方・・・北海道立心身障害者総合相談所（札幌市）

【手帳交付までの流れ】



精神障害者保健福祉手帳

■精神障害者保健福祉手帳とは

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあることを証明するために必要な手帳です。

手帳を取得することにより、福祉サービスなどが受けやすくなり、精神障がい者の自立と社会参加を促進するための手助けになります。

手帳は、障がいの程度により1級から3級までの区分があり、数字が小さい程重度の障害となります。

【手帳の申請・届出に必要な書類】

申請・届出の種類	手続きに必要なもの				
	診断書	写 真	手 帳	マイナンバー	その他
新規に申請するとき	○	○		○	※1
再認定・更新申請をするとき	○		○	○	※1
障がいの程度が変わったとき	○	○	○	○	※1
住所・氏名が変わったとき			○	○	
手帳を紛失・破損したとき		○	(破損)	○	
本人が死亡したとき			○		

※1 精神障がいにより障害年金を受給している方は、以下の書類を提出すると診断書の提出を省略できます。

- (1) 年金証書等の写し
- (2) 年金振込通知書の写し
- (3) 社会保険事務所あての同意書

- ・各種申請書は、役場町民福祉課（福祉子育て係）窓口にあります。
- ・写真は、縦4cm×横3cmのものが必要になります。
- ・診断書は、精神保健指定医師その他精神障がいの診断、又は治療に従事する医師に作成してもらう必要があります。

【手帳交付までの流れ】

申請 ①本人（保護者）が役場町民福祉課で申請



審査・決定・交付 ②道（北海道知事）が判定し、決定・交付



通知・手帳を受け取り

③本人（保護者）へ通知後、役場町民福祉課（福祉子育て係）窓口で、手帳を受け取り。

■自立支援医療との同時申請

自立支援医療（精神通院）との同時申請を希望する場合は、手帳の申請に必要な書類のほか、以下の書類を提出して下さい。

（診断書は同時申請用のものがが必要です。）

- （１）同一保険に加入する世帯全員の健康保険証の写し
- （２）障害者年金の方のみ、「障害者年金証書の写し」及び「障害者年金通知書のハガキ写し」・「社会保険事務所あての同意書」

障がい者相談員（地域相談員）

障がい者相談員とは、障がい（身体・知的・精神）をお持ちの方又はその家族の方々の相談に応じ、必要な指導、助言をしていただく目的で、江差町から委嘱を受けている人のことをいいます。

現在、江差町では、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、精神障がい者相談員各１名が委嘱を受け、相談を受け付けています。

各種申請や身近な心配事相談など、秘密は厳守しますので、お困りの際は、お気軽にご相談下さい。

身体障がい者相談員（地域相談員）

氏 名	住 所	電 話
木口 真由美	江差町字円山299番地53	52-6577

知的障がい者相談員（地域相談員）

氏 名	住 所	電 話
大屋敷 美保子	江差町字南が丘7番地181	52-1786

精神障がい者相談員

氏 名	住 所	電 話
荒木 京子	江差町字円山352番地3	52-1496

※地域相談員とは

障がい者に対する虐待、差別等の不利益な扱いや地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関する相談に応じ、必要な助言をしていただく目的で、北海道から委嘱を受けている方のことをいいます。